第1章 公共用水域水質測定結果

第1 公共用水域水質測定結果の概要

本県の河川は、富士川水系(富士川、笛吹川、荒川等)、相模川水系(相模川、道志川秋山川等)及び多摩川水系(多摩川、小菅川等)で構成されており、本川、支川を合わせると、河川法に基づく一級河川が601、二級河川が9、合計610河川で、その総延長は約2,096kmである。

なお、富士五湖の山中湖、河口湖は一級河川に、西湖、精進湖及び本栖湖は二級河川に含まれている。

これらの公共用水域について、県では水質汚濁防止法第16条の規定により、毎年公共用水域の水質測定計画を定め、国土交通省及び平成12年11月1日特例市となった甲府市とともに水質測定を行っている。さらに、平成12年度からはダイオキシン類対策特別措置法第26,27条の規定に基づき、県及び国土交通省が水質及び底質のダイオキシン類についても調査測定を実施している。

平成21年度は、36水域52地点(河川46、湖沼6地点)で測定を実施した結果、環境基本法に基づく「水質汚濁に係る環境基準」のうち「人の健康の保護に関する環境基準」については、塩川水域の1地点において自然的要因により砒素が環境基準を超過したが、その他の項目はすべての地点で環境基準を達成した。

「生活環境の保全に関する環境基準」については、BOD(COD)の達成率でみると河川 100% (前年度95.5%)、湖沼80.0% (前年度60.0%)であった。

ダイオキシン類については、測定を実施した水質10地点及び底質10地点すべてで、環境基準を達成した。